

## (2) 都市づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 基本方針

本県は、脊振・北山山系などを境とし、有明海、玄界灘に面して平野部が開け、古くは旧長崎街道、旧唐津街道に沿って、また、国道 34 号などの骨格的な道路網に沿って市街地が形成されています。特に、県南部においては、市街地周辺に農地が広がり、集落と合わせて本県を代表する豊かな田園景観を形成しています。

これらの地形条件や土地利用の現況を踏まえ、本県の優れた自然や歴史的資源を守り、活かしながら、地域コミュニティや産業などに活力のある土地利用を推進します。

#### 市街地内外別の土地利用方針

##### a. 市街地

##### ア) 中心市街地の再生・活性化

本県の都市の多くは、中心市街地を形成し、これまで商業や業務、行政サービスなど、都市の中心地として重要な役割を果たしています。

しかし、都市生活の広域化やモータリゼーションの進行から、中心市街地から郊外部などへの人口の流出や、沿道商業施設の立地などが進み、中心市街地における活力の低下が問題となっています。

このため、都市機能の集積と併せて、自然や歴史的資源を活かした魅力ある中心市街地の再整備により活性化を図ります。

##### イ) 自然的・歴史的環境と調和する市街地の形成

本県の多くの都市は、佐賀市など市街地に河川・水路などの水辺環境を有しています。また、佐賀市、唐津市などにおける城跡や旧長崎街道、旧唐津街道に沿った旧城下町の歴史的環境があり、さらに、全国的に知名度が高い有田焼や伊万里焼などの窯業や、唐津くんちなどの祭りに関する文化的遺産、嬉野温泉、武雄温泉などの観光地としての資源など、優れた歴史的文化的資源・環境を有しています。これらを大切に活かし、調和する市街地の形成を図ります。

##### ウ) 多様な居住空間の整備

地域の中心となる都市などでは、生活の利便性を高め、市街地の活性化を図るため、都心居住を促進します。

また、中心市街地周辺では、居住環境を損なわない他の用途との混在を許容しつつ、道路基盤などの整備を進め、良好な住宅地の形成を図ります。

さらに、既成市街地や宅地開発などにより住宅地を形成している地区においては、良好な居住環境を確保し、適切な土地利用の誘導を行って、低層住宅地の形成を図ります。

##### エ) 工業地・流通業務地の整備

高速道路のインターチェンジや幹線道路沿道などの利便性を活かし、周辺の居住環境や自然的環境との調和を図りながら、計画的に工業団地を整備し、工業集積の

推進や関連施設の整備などを図り、工業地として形成します。

また、インターチェンジの利便性を活かし、周辺の環境に配慮しながら、広域的な流通業務団地などを整備することにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ります。

## b. 市街地外

### ア) 農地・集落

農地の生産基盤としての機能、動植物の生息・生育地などの多面的機能や、佐賀らしい田園景観を形成する農地の意義・役割を踏まえ、優良農地の保全を図ります。

また、平野部や中山間地域における集落の地域コミュニティの維持を図り、暮らしやすい生活環境、居住空間の整備を図ります。

特に、既存集落及びその周辺や幹線道路沿道などにおいて、既に市街化している地区や無秩序な土地利用が行われるおそれのある区域で、地域の実情に応じた秩序ある土地利用を図る必要がある区域については、地区計画制度などの活用を図ります。

さらに、線引き都市において、市街化区域に近接又は隣接し、かつ、自然的・社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる既存集落などにおいては、市街化調整区域の性格を保持し、都市施設整備について新たな公共投資を要しない区域にあって、土地利用による活性化が求められている区域については、周辺の環境との調和に留意しつつ、開発許可制度の運用により、既存集落などの活性化を図ります。

### イ) 森林・里山

森林の持つ生態系の維持や水源涵養などの機能の維持・増進のために、森林の保全・整備を図ります。

市街地周辺や集落周辺に位置する里山については、市街地と森林などとの中間領域にあり、都市的土地利用と自然的環境の共生した郷里を象徴する空間ともなっていることから、環境を保全しつつ、人々が身近に自然に親しめる場としても活用を図ります。また、相知町や西有田町などで見られる棚田は、食糧生産の機能はもとより、優れた自然景観を有し、貯水機能としても重要であるため、棚田及びその周辺の自然的環境について保全を図ります。

さらに、山間、山麓部での土砂災害が発生する恐れのある箇所については、適切な防災対策に努めるとともに、市街化を抑制します。

### ウ) 干潟・沿岸域

日本一のスケールを持つ有明海の干潟について、豊かな生態系や多様で貴重な動植物の生息・生育の場として、また、ノリ養殖などの漁場の場として、環境保全とその再生を図ります。

また、玄海国定公園などの優れた海浜における砂浜の保全・整備を図り、海岸の景観や松林などの海岸林の保全を図り、さらに、観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

## 2) 都市施設の整備の方針

### 交通体系整備の方針

#### a. 基本方針

今後、地域間競争が進む中で、県民生活の向上や経済活動の活性化を図るためには、佐賀市を中心とした求心力のある中核都市圏を形成するとともに、県内5地域の地域間の多様な交流・連携の促進や、福岡県、長崎県との県際交流を促進することが望まれます。

このため、県内主要都市における交通混雑を緩和し、円滑な都市活動を支える都市内幹線道路の整備を推進するとともに、県内外を結ぶ高規格幹線道路や地域高規格道路、主要な国道や県道などによって形成される、広域交流ネットワークの形成を推進します。

更に、有明佐賀空港や唐津港、伊万里港などの機能強化や、九州新幹線長崎ルート、鹿児島ルートの整備と併せて、これらの交通拠点との連絡機能を強化することにより、一体性の高い県土構造の構築を目指します。

また、県内主要駅における交通結節機能の強化により、公共交通機関の利用を促進するとともに、バランスのとれた都市交通体系を実現するため、パークアンドライドなどのTDM施策（交通需要マネジメント施策）を活用します。

#### b. 整備方針

##### ア) 道路

- ・ 佐賀市や唐津市、鳥栖市などの県内主要都市においては、都市内の交通混雑の緩和や都市環境の改善などを図るため、国道や県道などの都市内幹線道路の整備を推進します。
- ・ 広域的な連携・交流を促進する高規格幹線道路である西九州自動車道や地域高規格道路である有明海沿岸道路、佐賀唐津道路の整備の推進により、道路ネットワークの形成を行います。これにより、佐賀県内をはじめ、福岡県、長崎県の主要都市を結び、その主要都市の持つ高次都市機能や研究開発機能などを活かした広域的な生活、産業面での連携強化や、各都市の特色ある観光地を結ぶネットワークの強化を図ります。
- ・ また、佐賀市と鳥栖方面や多久・唐津方面、有田・伊万里方面と唐津方面や武雄・鹿島・嬉野方面などといった県内5地域相互の都市間や、隣接する福岡県や長崎県の主要都市との生活、産業面の連携強化、主要観光地を結ぶ広域観光ルートの形成を支援するとともに、港湾・空港へのアクセスの強化を図るため、国道、県道の整備を推進します。
- ・ さらに、現在都市計画決定されている都市計画道路で長期未着手路線については、その見直しも含め、将来道路網の再検討を行います。

## イ) 鉄道

- ・ 県外との交流人口の増大を図るため、九州新幹線鹿児島ルートでの平成22年度末の完成を目指し、長崎ルートについても、並行在来線の沿線自治体の理解を得て整備を推進します。また、在来鉄道やバスなどの公共交通サービスの利便性が確保されるよう努めます。
- ・ 県内主要都市の駅周辺における公共交通機関などとの安全で快適な乗り継ぎを確保するための交通結節機能の強化を図ります。
- ・ 鉄道により分断された市街地の一体化、踏切による交通渋滞の解消などを図るため、連続立体交差事業の整備を促進します。

## ウ) 空港

- ・ 有明佐賀空港を国内外との広域的な交流・連携を促進する「広域交通拠点」と位置付け、空港の利便性の向上や航空ネットワークの充実を推進します。
- ・ このため、路線・便数の充実や利便性の高い航空ダイヤを実現するとともに、国内チャーター便や国際定期路線の開設に向けた国際チャーター便の運航促進を図ります。
- ・ また、有明佐賀空港の有効活用を図るため、貨物便の運航を促進するとともに航空貨物を取り扱う物流拠点など、空港周辺の土地利用のあり方について検討を行います。

## エ) 港湾

- ・ 県内の重要港湾（唐津港、伊万里港）については、大型旅客船などに対応できる埠頭整備の促進により、国際観光・貿易港として港湾機能の強化や、アメニティ機能の高い交流空間などの整備を推進します。
- ・ また、国際・国内海上輸送網の拠点としての物流機能及び水産漁業基地としての機能の効率性、利便性などの向上のため、港湾周辺の幹線道路への連絡強化を図ることで、港湾機能の充実・強化を図ります。

なお、道路や交通結節施設など交通体系整備にあたっては、他の公共施設の整備と同様に、ユニバーサルデザインに配慮して、安全な歩行者空間の確保を図ります。

## 河川整備の方針

### a . 基本方針

県内には、一級河川として筑後川、嘉瀬川、六角川、松浦川の4水系、二級河川として60水系が流れており、有明海の潮汐の影響を受ける（干満差：最大6m）感潮河川、多良岳山系から直接有明海へ注ぐ急流河川、玄界灘側の丘陵地を流れる河川の3つ分けられます。

これら、県内における河川については、流下能力の不足による浸水被害が発生しているとともに、特に、有明海に注ぐ河川では、洪水時に満潮と重なると自然排水が困難となるような低平地を抱えるなど、地形的な条件などによる浸水被害も発生しています。

本県では、このような状況を踏まえて、水害を未然に防ぎ、住民の生命、財産を守るため、流域が本来有している保水機能の保全や、河川改修事業などによる河川整備を図るなど、水系一貫の視点のみならず、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を図ります。

また、河川空間は身近な自然空間であり、社会生活の中の貴重なオープンスペースでもあることから、うるおいやすらぎの機能、レクリエーションや公園としての機能など、河川環境機能の活用が求められています。このため、河川特性や周辺地域の社会状況を踏まえつつ、自然環境や生態系に配慮した川づくり、うるおいのある川づくりを目指し、豊かな自然と都市的環境が調和した、健康な暮らしと健全な環境の創出を図ります。

### b . 整備方針

河川の重要度、近年発生した洪水などを勘案して、それぞれの河川に応じた治水安全度を確保することを目標とし、現在策定中の“河川整備計画”に基づいて整備を図ります。整備にあたっては、自然環境に配慮した“多自然型川づくり”を基本として、河川に生息する動植物の自然の生態系や、河川の景観、親水性に配慮した、人々にやすらぎとうるおいのある場を提供できる、魅力ある水辺空間としての整備を図ります。

また、有明海の湾奥部に位置する海岸においては、台風による高潮被害を防御するため、海岸堤防の嵩上げ補強などの整備を図ります。

## 公園整備の方針

### a . 基本方針

公園は、豊かな自然環境の保全機能、自然とのふれあい・スポーツなどのレクリエーション機能、災害などの避難地などの防災機能、歴史文化などの地域の個性を表し、快適な市街地景観を形成する機能を有しています。

これらの機能を踏まえ、本県の有する脊振・天山山系などの森林や、有明海沿岸・玄界灘に面する海岸などの豊かな自然環境を活かし、これらと調和した心やすらぐ公園づくりを進めます。また、歴史・文化資源などを活かし、佐賀県らしい風景を創出する公園づくりを進め、災害を防止し、子育てなどを支援する身近な公園づくりを進めます。

さらに、河川やクリークなどの豊かな水辺環境と公園・緑地を結び、水と緑のネットワークの形成を図ることによって、公園の有する環境保全・レクリエーションなどの機能を高め、住環境の向上、都市空間の魅力の創出などを図ります。

また、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、かつ、計画的に実施するため、緑の基本計画の策定を進めるなど、積極的な取組を図ります。

### b . 整備方針

県内5地域（中部・東部・北部・西部・南部）の各地域における広域的な利用に供するため、都市基幹公園の広域公園化などにより、拠点的な公園の整備を図ります。

このため、都市基幹公園は、多様なレクリエーションニーズへの対応を図り、隣接する市町村と連携による整備を図るとともに、地域の自然資源や歴史文化資源を活かした整備を図ります。

また、子育てを支援し、高齢者などの憩いの空間として、歩いて利用できる身近な住区基幹公園などの整備を図り、河川敷やクリーク周辺の空間を活用した公園の整備を進めます。

さらに、都市と農村との共生・対流を図るため、市街地近郊の農地などの遊休地を、市民農園などとして活用を図ります。

## 下水道整備の方針

### a . 基本方針

快適でうるおいのある生活環境を創出するため、公共下水道をはじめとする污水处理施設の整備を進めます。

特に、公共下水道については、生活環境の改善や浸水の防除などを図るとともに、河川や海域など、公共用水域における水質保全を図るなど、多様な役割を持つ重要な地域の社会資本施設であり、「佐賀県污水处理整備構想」に基づき、地域の特性に応じた適正な役割分担により、他の污水处理施設である農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽などと連携しながら計画的、かつ、効率的な整備を推進します。

これにより、污水处理人口普及率を平成 22 年度までに 74% に、また、このための実施目標として、平成 18 年度までに 62% とすることを目指します。

また、近年では、有明海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策としての公共下水道などの整備は、他の施策と並んで極めて重要なものとなっています。

このため、公共下水道の整備は、重要、かつ、緊急を要する課題であるとの認識のもと、公共下水道の計画区域について整備を進め、処理人口の増加を図るとともに、今後、事業着手する各市町村公共下水道の整備を積極的に推進し、早期供用開始を目指します。

### b . 整備方針

地域の特性・実態に応じた污水处理施設の整備区域・整備手法からなる“佐賀県污水处理整備構想”に基づき、公共下水道の計画区域について整備を図ります。また、公共下水道事業計画の未策定の市町村については、事業計画の策定を行い、事業着手、早期供用開始を目指します。

### 3) 市街地整備の方針

#### 基本方針

本県においては、少子高齢化などの社会経済情勢の変化への対応、周辺の自然的環境への配慮、社会資本整備に対する公共財源の有効活用などから、既成市街地などを中心としたコンパクトな市街地形成を図るとともに、中心市街地の都市機能の充実、再整備を図り、低・未利用地においては、土地区画整理事業などの市街地開発事業と併せて、道路などの都市基盤整備を図ります。また、駅や主要な公共施設を中心とした歩いて暮らせるまちづくりや、自然災害や火災などに強いまちづくりを進めます。

さらに、明確な市街地形成が不十分な都市においては、生活の利便性を高め、交流空間の創出を図るため、まちの中心地の形成を図り、計画的な市街地整備を図ります。

#### a. 中心市街地の整備

中心市街地において、都心居住の利便性を活かしつつ、バリアフリーなどを考慮して、全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮したユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを進めます。

#### b. 密集住宅市街地などの整備

木造住宅が密集している地区や、低・未利用地などの空洞化の進行している地区においては、道路などの基盤施設の再整備を進め、居住機能や生活利便機能の充実を図ります。これらは、行政と地域住民の協働した取組により進め、計画的な施設整備や良好な街並み環境整備を図ります。

#### c. 環境及び防災性に配慮した市街地整備

オープンスペースなどを適切に確保し、公共空間などの緑化などを進め、環境への負荷を軽減するとともに、大雨時の河川氾濫などの自然災害や、地震・火災時の延焼防止などの防災性を高める市街地整備を図ります。

漁業集落などにおける密集住宅市街地においては、火災時の延焼などを防止する防災性を高める地区整備を図ります。

#### d. 自然や歴史的資源を活かした空間形成

河川・水路などの水と緑の自然資源や、歴史的街並みや史跡などの歴史的資源を積極的に取り入れて、環境に融和する個性とゆとりある市街地空間の形成を図ります。

## 市街地開発事業などの方針

### a．都市の再生に関する事業

中心市街地などにおいて、都心機能の充実・強化、街なかへのアクセスの充実・回遊路づくり、都心居住を促進する都市の再生に関する事業などを推進します。

### b．市街地開発事業などの推進

低・未利用地における土地区画整理事業などの推進を図り、街路、公園、河川及び下水道などの公共施設を整備し、都市機能の向上と魅力ある都市景観の形成を図ります。

### c．地区計画などによる市街地環境の改善

既に市街化が進行し、土地区画整理事業などの実施が困難な地区などについては、地元住民の主体的な取組による合意形成に基づいて、地区計画などにより、必要な都市基盤施設整備などの市街地環境の改善を図ります。

## 4) 自然的環境の整備又は保全の方針

### 基本方針

自然公園地域などの優れた自然環境が分布する森林地域の保全を図り、市街地に連なる丘陵地などの自然環境を保全します。

また、山林から市街地、海域へと結ぶ主要な河川を自然環境軸として位置づけ、周辺の環境整備を図るとともに、流域を循環する水と緑のネットワークの形成を図ります。

さらに、広大な干潟を有する有明海の環境保全と再生、玄界灘に面する虹の松原などの海岸林や砂浜の保全、伊万里湾などの海洋環境などの保全を図ります。

また、昔ながらの街並みや棚田などの優れた自然的景観など、地域を特徴づける景観について、個性あるまちづくりの実現のため、その保全と活用を図ります。

### 主要な自然的環境の整備又は保全の方針

#### a. 森林など

檜原県自然環境保全地域の貴重な自然植生、生態系を育む自然環境を保全し、脊振・北山、天山、黒髪山、多良岳などの県立自然公園及びその周辺における多様な動植物の生息・生育の場として優れた樹林地などの環境の保全を図ります。また、自然環境を活かしたレクリエーション機能の充実を図ります。

さらに、自然災害を防ぐため、保安林の保全や土砂災害危険区域及びその周辺の緑地について、保全を図ります。

#### b. 田園の自然的環境

佐賀らしい景観を特徴づける広大な佐賀平野などの優良農地の保全、田園景観の保全を図り、クリークなどの水辺環境と併せて、貴重な動植物の生息・生育地ともなっている自然的環境の保全・整備を図ります。

#### c. 干潟・海岸域など

有明海は、広大な干潟を有し、豊かな生態系のもとで、多様な希少魚介類が生息し、国内最大のノリ養殖場などともなっていることから、環境保全と再生を図るとともに、親水空間などの整備により、豊かな水辺空間の保全と創造を図ります。

また、玄界灘に面する海岸林や海岸砂丘植物などの保全を図るとともに、虹の松原、鏡山などの優れた自然景観を有する地区について、風致地区などの維持・活用により、自然環境、景観の保全を図ります。さらに、伊万里湾一帯などの多様な海域生物が生息する良好な環境の保全を図ります。

#### d. 水と緑のネットワーク

主要河川について、地域の自然環境軸として保全を図るとともに、山間部と市街地、海域を結ぶ河川環境を活かした水と緑のネットワークを形成します。

## 「佐賀県の都市計画に関する基本方針」

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話：0952-25-7159

FAX：0952-25-7314

e-mail：machidukuri@pref.saga.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.saga.lg.jp/>

策定：2005年（平成17年）4月

発行：2005年（平成17年）6月